

平成29年(ヨ)第3号 地位保全仮処分申立事件

決 定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 債権者が、債務者に対し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、小城市小城町のうち、正徳町、朝日町、門前、小島、下久須、牛尾、久蘇、轡ヶ里、小城公園南通りを除く地域において、債務者が発行する別紙商品目録の商品名欄記載の新聞等を債務者の販売店として販売する旨の新聞販売契約上の地位にあることを仮に定める。
- 2 債務者は、債権者に対し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、債務者が発行する別紙商品目録の商品名欄記載の新聞等について供給数欄記載の部数を各発行毎に供給せよ。
- 3 その余の申立てをいずれも却下する。
- 4 申立費用は債務者の負担とする。

事実及び理由

第1 申立の趣旨

- 1 債権者が、債務者に対し、平成29年4月1日から本案判決確定までの間、小城市小城町のうち、正徳町、朝日町、門前、小島、下久須、牛尾、久蘇、轡ヶ里、小城公園南通りを除く地域において、債務者が発行する別紙商品目録の商品名欄記載の新聞等を債務者の販売店として販売する旨の新聞販売契約上の地位にあることを仮に定める。
- 2 債務者は、債権者に対し、平成29年4月1日から本案判決確定時まで、債務者が発行する別紙商品目録の商品名欄記載の新聞等について供給数欄記載の部数を各発行毎に供給せよ。

第2 事案の概要

- 1 本件は、債権者が債務者に対し、平成29年4月1日から本案判決確定まで

の間、債務者との間で締結した新聞販売店契約（以下「本件契約」という。）上の地位にあることを仮に定めること及び同期間中債務者が債権者に対して別紙商品目録の商品名欄記載の新聞等（以下「新聞等」という。）を供給することを求めた事案である。

2 前提事実（争いがない事実及び審尋の全趣旨により容易に認定できる事実）

(1) 当事者等

ア 債権者は、新聞販売業務等を目的とする有限会社である。

イ 債務者は、日刊新聞の発行等を目的とする株式会社であり、日刊新聞である佐賀新聞を発行している。

(2) 本件契約の締結及び内容

ア 債務者は、債権者代表者の父との間で、昭和20年頃に同人が債務者の発行する新聞を販売店として販売する旨の契約を締結し、同契約の更新を繰り返していた。

そして、平成12年4月7日に債権者が設立されたことを受け、それまで更新されてきた新聞販売店契約を債権者と債務者との間で締結し、その後、債権者は佐賀新聞の販売店として活動していた。本件契約は平成26年4月1日に更新されたものであり、契約期間を同日から平成29年3月31日までとするものであった。

イ 本件契約の概要は以下のとおりである。

(ア) 第1条

債権者は債務者が発行する新聞等を小城市小城町のうち、正徳町、朝日町、門前、小島、下久須、牛尾、久蘇、轡ヶ里、小城公園南通りを除く地域において、販売する。

(イ) 第4条

債権者は債務者の販売政策に基づいて、購読者の増加にあらゆる努力をしなければならない。

(ウ) 第5条

債権者は債務者が新聞代請求書によって請求する当月分の新聞原価額を毎月末日（日曜祭日の場合は翌月1日）まで債務者に支払う。

(エ) 第9条

債権者は、購読者名簿その他経営に必要な諸帳簿を常備し、債務者が閲覧または提出を求めたときは、即時これに応じるものとする。

(オ) 第10条

債権者は業務遂行にあたって債務者の指導助言を尊重し、また、業務上の諸事項に対し債務者から調査報告を求められたときは、即時これに応じるものとする。

(3) 債務者の債権者に対する更新拒絶通知

債務者は、債権者に対し、平成28年12月14日付け書面において、①債権者が債務者の販売方針に反し、取引慣行に背く行為を行ったこと、②債権者が新聞の販売代金705万0425円を支払っていないことを理由に、平成29年3月31日をもって本件契約を解消し、本件契約の更新を行わない旨を通知した。

3 争点

(1) 本件契約の更新拒絶に正当な理由が存在するか（争点1）

(2) 保全の必要性（争点2）

4 争点に対する当事者の主張

(1) 争点1（本件契約の更新拒絶に正当な理由が存在するか）

（債務者の主張）

ア 債権者による一方的な減紙要求

債権者と債務者との間では、年間販売目標を定め、当該目標に向けて、前月分の送り部数に増減を反映させた部数を翌月の送り部数とすることになっていたにもかかわらず、債権者は経営悪化を理由に債務者に対し

て一方的に減紙を要求してきた。

このような債権者の要求に対し、債務者は経営悪化の原因や経営改善に向けた方策について債権者と協議しようとしたものの、債務者はこれに応じようとせず、減紙を要求し続けるだけであり、このような一方的な債権者の行動によって債権者と債務者間の信頼関係は破壊された。

イ 経営努力の怠慢

債権者は、債務者から経営悪化の原因を指摘されたにもかかわらず、これを改善しようとする意向を見せず、経営状態についてもあいまいな説明を繰り返すばかりであった。また、債権者が販売を担当している小城地区は営業手法によっては増紙や読者減に歯止めをかけることが可能と考えられるものの、債権者には具体的な営業改善の取り組みがみられなかつた。このような債権者の対応は、本件契約4条及び10条に違反するものであり、本件契約の更新を拒絶する正当な事由となるというべきである。

ウ 債務不履行

債権者は、前記アのとおり、一方的に減紙を要求し、債務者が債権者に販売した新聞等のうち、自らが希望する部数に対応する代金しか支払わず、その余の支払を拒絶しており、その金額は平成28年12月時点で705万0425円に上っており、現在も滞納金額は増加し続けている。

(債権者の主張)

ア 債権者による一方的な減紙要求との点について

債権者と債務者との間の年間販売目標は、あくまでも目標に過ぎず、これに債権者が拘束される理由はない。そして、債権者が毎月必要な部数のみを発注しているのに対して、債務者は、債権者に対して年間販売目標を前提とした部数を販売しようとしているものであり、債務者の当

該行為は、新聞業における特定の不公正な取引方法（平成11年7月21日公正取引委員会告示第9号）第3項第2号のいわゆる「押し紙」行為に当たるものであり、債権者がこれを拒絶できることは明らかである。

したがって、債権者が減紙を申し出たことは契約拒絶の正当事由にはなりえない。

イ 経営努力の怠慢との点について

否認ないし争う。

ウ 債務不履行との点について

債権者が支払を拒絶している代金は、債権者の減紙要求にもかかわらず債権者が年間販売目標に従った新聞紙の供給を続けた結果生じたものであり、これをもって債権者に債務不履行が存在するということはできないというべきである。

(2) 争点2 (保全の必要性)

(債権者の主張)

本件契約の更新が拒絶されることにより債権者は収入が絶たれることになり、社屋のローンを返済することができなくなるなど、本案判決を待っていたのでは、それまでの間に債権者が被る損害を回復することは不可能である。

(債務者の主張)

債権者には、平成27年度時点でおよそ980万円ほどの現預金に加え、年間370万円ほどの副収入が存在することなどを考慮すれば、仮処分の必要性、緊急性は存在しない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実、後掲各疎明資料及び審尋の全趣旨によれば、以下の事実が一応認められる。

(1) 従前の取引慣行について

債務者は各新聞販売店との間で毎年3月初旬に前年度の実績を基準として次年度の販売目標を定めるための協議を行っている。

その上で、毎月の仕入れ部数についてはその時々の状況に応じて若干の増減が生じることから、毎月初めに当月の増減数を各新聞販売店が部数報告書の「入れ」「止め」の各欄に記載して債務者に報告し、前月の発注部数に当該増減数を加減することによって、毎月の最終的な仕入れ部数が確定することになり、各新聞販売店は1年を通じて前記販売目標の達成を目指すこととなっていた（以下、このような取引慣行を「本件取引慣行」という。）。

債権者と債務者も、この取引慣行に従い、平成28年3月2日に平成27年度末の仕入れ部数であった2980部に8部を加えた2988部を次年度の販売目標と定めた。（以上につき、乙6、審尋の全趣旨）

(2) 債権者の減紙申出及び支払拒絶

債権者は、平成28年4月の部数報告書の報告事項欄に「仕入れ部数2550部お願いします。」と記載し、これを債務者に対して提出した。

他方、債務者は、部数報告書に記載された増減数が増減0であったことから、本件取引慣行に従い、平成28年4月6日、債権者に対し、4月の仕入れ部数を3月の仕入れ部数と同数である2980部とする旨を通知し、同月18日には、2980部を基準として代金等合計626万1569円を請求した。

債権者は、上記請求に対し、自己の請求した2550部に対応する代金は支払ったものの、2980部と自己の請求した2550部の差である430部の代金に相当する86万4712円の支払は拒絶した。

債権者は、4月以降も毎月の部数報告書の報告事項欄に自己の希望する仕入れ部数を記載した上で債務者に対してこれを提出したが、債務者は、本件取引慣行のとおり、前月の仕入れ部数を基準とし、これに部数報告書に記載された増減数を反映させた部数を毎月の部数とする旨の通知を行い、当該部

数に基づく請求を行った。

これに対し、債権者は、4月同様、自己の請求した部数に対応する代金は支払ったものの、債務者から提供された部数と自己の請求した部数の差額に相当する代金の支払を拒絶した。

その結果、債権者の未払い代金額は毎月増加していき、その合計は、平成28年12月時点では705万0425円となっていた。（毎月の債権者の注文部数、債務者が供給した部数は別紙部数一覧表記載のとおりである。以上につき、甲4、当事者間に争いのない事実）

(3) 債権者・債務者間の協議

ア 第1回面談

債権者と債務者は、債権者の減紙の申出に対する対応等について協議するため、平成28年5月23日に面談を行った。この際、債権者は債務者に対して改めて減紙を申し入れたが、債務者は年間販売目標を定めていた中での突然の申出であることから即時に応じることはできず、財務諸表の提出をしてほしい旨を債権者に告げた。（以上につき、甲5、6）

イ 第1回面談から第2回面談までの経緯

債権者は、平成28年8月10日付で、債務者に対し、決算書類及び減価償却費・固定資産税の明細台帳を提出したが、損益計算書の債権者の不動産賃貸業に伴う賃料収入や自動販売機の売上についてはマスキングがされていた（乙2（枝番含む）。）。

ウ 第2回面談

債権者と債務者は平成28年10月17日に第2回目の協議を行い、債務者は債権者に対し、損益計算書のマスキング部分について質問したところ、債権者は当該部分には賃料収入及び自動販売機の収入が記載されている旨回答した。

また、債務者が債権者に対して売掛金や長期借入金等についての説明を

求めたところ、債権者はこの点について十分な説明ができなかつたため、次回の面談において損益計算書の全面的な開示や、これらの点に関する説明を行うこととした。

他方、債権者は前回の面談に引き続き、債務者に対して減紙を求めたものの、債務者は、債権者との間で年間販売目標を定めていることや、債権者の経営努力や営業努力が不足していることを挙げ、減紙に応じることはできないとの回答を行つた。（以上につき、甲7、審尋の全趣旨）

エ 第3回面談

債権者と債務者は平成28年11月2日に第3回目の協議を行い、債権者は債務者に対して全面的に損益計算書を開示するとともに、売掛金等に関する説明を行つたが、債務者の納得を得られる説明は行われなかつた。

他方、債務者は、債権者からの減紙の申出に対して、経営については債権者の裁量で行うべきことであり、平成27年度には減紙を実施したうえ、補助金として200万円を提供したこと等を挙げ、減紙には応じられないとの回答を行つた。

また、債務者は、債権者に対し、次回の面談までに残債務の金額と返済計画を提出するように求め、債権者はこれに応じた。（以上につき、甲8、審尋の全趣旨）

オ 第4回面談

債権者と債務者は平成28年12月13日に第4回目の協議を行い、債権者は残債務の金額と返済計画について資料を提出したうえで説明を行つた。また、債務者が従前問題となつてゐた売掛金及び長期借入金について質問したところ、債権者は資料不足等を理由に即時には回答できないと返答した。

債権者は、債務者に対して、減紙の申出を行つたが、債務者はこれまでと同様の姿勢を崩さず、結局この面談の席で債務者は債権者との信頼関係

が崩れた中では取引継続は困難であるとして、平成29年3月末で本件契約の更新を行わない旨の方針を示し、同月14日付け書面において、正式に債務者から債権者に対し本件契約の更新を行わない旨が通知された。(以上につき、甲4、10、乙10、審尋の全趣旨)

2 爭点1（本件契約の更新拒絶に正当な理由が存在するか）

(1) 本件契約は、契約期間を3年とする契約であるところ、契約期間が満了する場合に、本件契約を更新するか否かは当事者双方が自由に判断しうるのが原則である。

しかしながら、債権者と債務者との間の新聞販売店契約は、実質的には債権者代表者の父親と債務者との間で昭和20年頃に締結された新聞販売店契約を引き継いだものであり、両者の契約期間は70年近くに及んでいたこと（前記前提事実(2)）や、債権者は、債務者の発行する新聞等の供給を受け、これを販売して収益を得ており、債務者以外の新聞社が発行する新聞を販売したり、新聞販売業以外の事業を経営しようとする際には債務者の承諾が必要とされている（本件契約11条）など債権者の経営は、債務者に強く依存したものであり、債権者としては債務者との間の契約が継続していく期待を有し、それを前提に営業活動を行っていることに照らすと、債務者が本件契約の更新を拒絶するためには、債権者との間で取引を継続し難い事情が存在する等のやむを得ない事由が必要と解するのが相当である。

そして、債務者は、債権者との間で契約更新を拒絶するやむを得ない事由として、①債権者から一方的に減紙要求が行われたこと、②債権者が経営努力を怠っていること、③債務者に新聞等の代金を滞納していることを挙げることから、以下、これらの事由について検討する。

(2) 債権者から一方的に減紙要求が行われたとの点について

ア 債務者は、債権者との間で、長年本件取引慣行に基づいた取引が行われていたにもかかわらず、債権者がそれを破棄して、債務者に対して一方的

に減紙を要求する行為は当事者間の信頼関係を破壊する行為であり、本件契約の更新を拒絶する正当な理由となり得る旨主張し、前記認定事実(1)のとおり、債権者と債務者との間では、本件取引慣行に従った取引が行われていたものの、債権者が平成28年4月以降、これに反して、債務者に対して減紙を要求し、自己の発注部数を部数報告書に記載したこと及び同部数を超えて供給された新聞等の代金の支払を拒絶したことが認められる。

イ しかしながら、債権者が毎月初めに債務者に対して部数報告書を提出することによって、当月の供給数とそれに応じた売買価格が決定されること（前記認定事実(1)）に照らすと、債権者と債務者との間の新聞等の売買契約が成立するのは、あくまでも債権者から債務者に対して各月の部数報告書が提出されて債権者の発注部数が明らかとなり、これを債務者が了承した時点であると解されるから、債権者と債務者との間で、本件取引慣行に従った取引が行われていたとしても、債権者が直ちにこれに法的に拘束されるものではない。そうすると、債権者が本件取引慣行に反して、自己に必要な部数のみを発注した行為（債務者に対して減紙を要求した行為）をもって、直ちに債権者が本件契約に違反したということはできない。

ウ また、このように債権者が従前の慣行に法的に拘束されるものではないとしても、債務者にとっては、本件取引慣行に従って経営計画を立案するのであるから、債権者が事後的に本件取引慣行を覆し、一方的に減紙を求める行為は、債務者の期待を裏切るものであって、両者の信頼関係を破壊するものであるとも考えられる。

しかしながら、債権者と債務者の企業規模、債権者は債務者が発行する新聞等の供給を受けなければ事業を継続することができないという両者の取引関係及び債権者が債務者以外の新聞社との間で販売店契約を締結して事業を行うことは一般的に困難であるという市場環境を考慮すると、債務者は構造的に債権者に優越した立場にあるといえるところ、債権者と債務

者との間の本件取引慣行に従って債務者から供給される部数は、債権者が現状で必要としている部数を大幅に上回っていることに照らすと、本件取引慣行がこのような債務者の立場を背景として形成されたものである可能性を否定できず、債権者と債務者との間で十分に協議を行ったうえで本件取引慣行が形成されたことを一応認めるに足りる証拠はない（なお、債務者は、実配数と供給部数との間に差が乗じているにもかかわらず、債権者が債務者の補助金や折り込み広告の収入の増加あるいは経営悪化の隠蔽のために債権者が実配数を超える部数を発注していた可能性を指摘するが、この点についても同事実を認めるに足りる適確な証拠はない。）。

さらに、本件取引慣行に反する債権者の行為が、契約更新を拒絶するやむを得ない事由に該当するとすれば、前記のように債務者に依存している債権者としては、結局、契約継続のために債務者の要求する供給部数を前提として取引を行うしかなくなることになってしまふが、それによって債権者の自主的な判断、ひいてはそのような判断に基づいて行われる自由かつ公正な競争が阻害されるおそれが存在するといえる。

以上のような点に照らせば、債権者が本件取引慣行に反して減紙を要求した行為をもって直ちに本件契約の更新を拒絶するやむを得ない事由があるとはいえない解するのが相当であり、この点に関する債務者の主張を採用することはできない。

（2）債権者が経営努力を怠っているとの点について

ア 前記認定事実(3)によれば、債権者は、債務者から損益計算書の開示を求められた際に一部をマスキングした上で提出し、また、債務者から長期借入金や売掛金の内訳や原因について説明を求められた際にも十分な説明ができなかつたことが認められ、このような債権者の対応は本件契約 9 条及び 10 条に反するものであったといえる。

イ しかしながら、債権者は、債務者からの指摘を受けて第 2 回面談時に損

益計算書のマスキング部分に記載されている事項を説明し、第3回面談時には債務者の要求に応じて損益計算書を全面的に開示し（前記認定事実(3)ウ及びエ）、長期借入金や売掛金の内訳や原因についても一応の説明をしたことに加え（甲8、10）、今後も債務者の要求に応じてこれらの点に関して説明を補充する意向を示している（審尋の全趣旨）。これらの事実に加え、債権者の営業成績が劣っていることを一応認めるに足りる適確な資料がないことを併せて考慮すると、本件において債権者の経営努力の怠慢が存在し、これが本件契約の更新を拒絶するやむを得ない事由にあたるとまでは認めることはできない（なお、債権者が今後も債務者に対してこれらの点について十分な説明や資料の開示を行わないのであれば、別途本件契約の解除ないし更新拒絶の理由になり得る。）。

ウ また、債務者は、債権者の減紙要求が認められるためには、前提として債権者が十分な経営努力をしてもなお経営悪化が避けられず、減紙がやむを得ないという正当かつ合理的な理由が必要であるところ、債権者の経営が悪化しているのは過剰な設備投資等が原因であるから、債権者の減紙要求には合理的な理由がない旨主張するが、前記のとおり、債権者と債務者との間の新聞販売契約は、債権者の注文行為によって初めて成立し、債権者は自己の判断によって減紙を要求することができるのであるから、減紙には必要かつ合理的な理由が必要である旨の債務者の主張は前提を欠いており採用できない。

(3) 債務不履行との点について

前記のとおり、債権者と債務者との間の具体的な売買契約は、債権者が債務者に対して部数報告書を提出し、自己の注文部数を明らかにし、債務者がこれを了承することによって成立すると解されるところ、本件において債権者の発注した部数は別紙部数一覧表記載のとおりである。そして、債権者は、自ら発注した部数に対する代金については全額を支払っているのであるから

(前記認定事実(2))、債権者に債務不履行が存在するという債務者の主張には理由がない。

したがって、この点をもって本件契約の更新を拒絶するやむを得ない事由が存在するという債務者の主張を採用することはできない。

3 爭点2（保全の必要性）

債権者は債務者から新聞等の供給を受けることによって収益を得ていることから、債務者からの新聞等の供給が停止してしまうと債権者の経営に大きな打撃を受けるのみならず、債権者の信用状態にも重大な影響を及ぼすものであり、債権者の存続自体が危機に陥りかねないといえる。

他方で、債権者は、所有する自己の建物の一部を賃貸する等して、新聞販売業以外にも年間370万円程度の収入を得ていることに加え（なお、債権者は、新聞販売業を営むことができなくなると、これらの収入を得られる見込みがなくなる旨主張するが、同事実を認めるに足りる証拠はない。）、現在、新聞販売業を営んでいる建物部分を賃貸用物件として転用することや債権者代表者とその親族に役員報酬等として支払っている年間1200万円以上の支出を見直すことなど将来の契約終了に向けた準備を図ることが可能であることに照らすと、新聞の供給（引渡し）を求める仮処分については、その期間を平成29年4月1日から1年間とするのが相当である。

第4 結論

よって、事案の性質に照らし、担保を立てさせないこととし、申立費用の負担について民事保全法7条、民訴法64条ただし書及び同法61条を適用して主文のとおり決定する。

平成29年3月29日

佐賀地方裁判所民事部

裁判官 森 山 由 孝

(別紙)

当事者目録

佐賀県

債 権 者	○ ○ ○ ○
同代表者代表取締役	○ ○ ○ ○
同代理人弁護士	江 上 武 幸
同	毛 利 倫 倫
同	小 林 幸
同	青 木 男
同	田 上 正
同	松 木 嶽
同	佐 上 嶽
同	藤 澤 普
同	藤 麻 美
同	佐 藤 潤 子

佐賀市天神三丁目2番23号

債 务 者	株 式 会 社 佐 賀 新 聞 社
同代表者代表取締役	尾 清 一 郎
同代理人弁護士	中 安 宏 子
同	安 永 子
同	安 永 郎
同	安 永 一 照
同	藤 崎 純 公
同	森

(別紙)

商品目録

商品名	供給数
本誌	2520部
f i t	2520部
週刊ペーぱくん	2520部
サガンプレス	2520部
別刷企画紙	2520部

(別紙 部数一覧表)

	債権者の注文部数	債務者の供給部数
平成28年4月	2550部	2980部
平成28年5月	2550部	2981部
平成28年6月	2530部	2968部
平成28年7月	2530部	2979部
平成28年8月	2540部	2984部
平成28年9月	2530部	2969部
平成28年10月	2530部	2965部
平成28年11月	2520部	2960部
平成28年12月	2520部	2961部
平成29年1月	2520部	2970部
平成29年2月	2520部	2959部

これは正本である。

平成29年3月29日

佐賀地方裁判所民事部

裁判所書記官 宮崎一浩